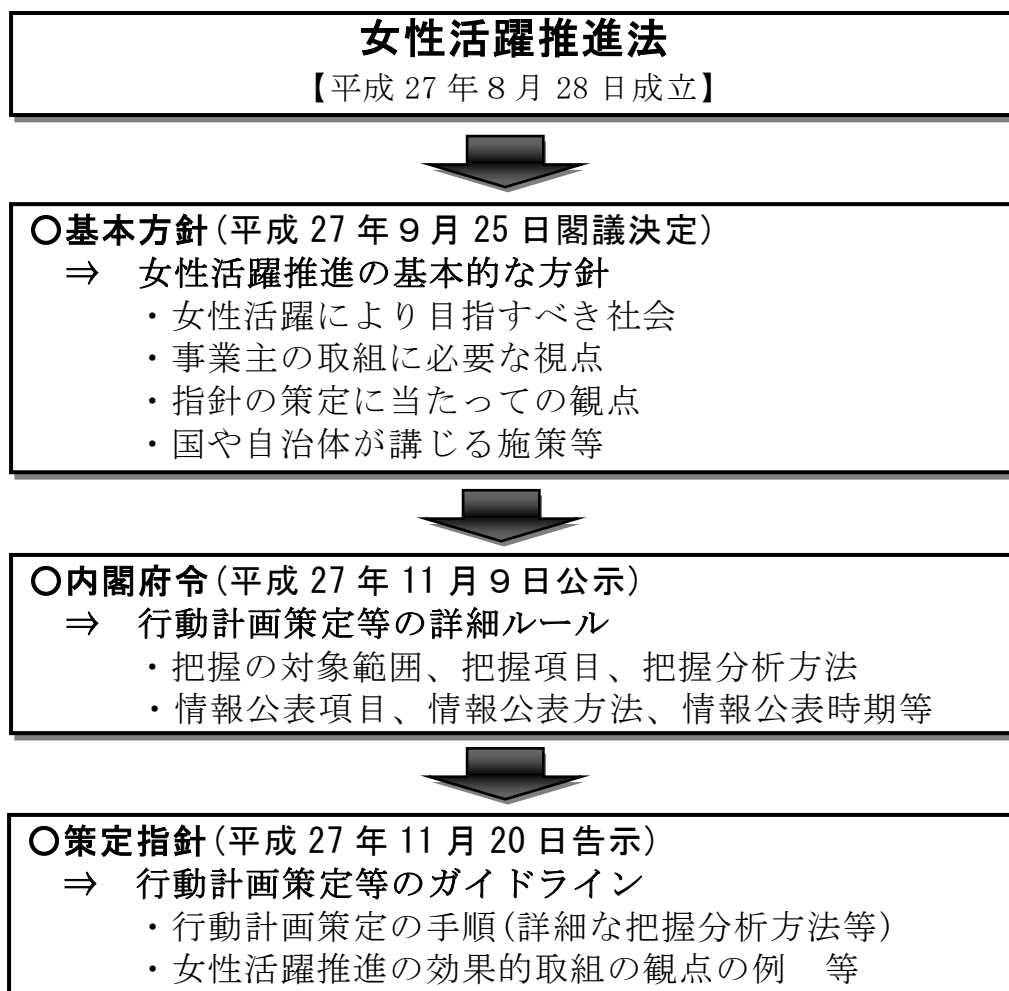


これまでの女性活躍推進法の施行スケジュール

〈これまでの流れ〉



【平成 28 年 3 月末まで】各事業主における取組

○女性の活躍状況を把握、改善すべき事情を分析

【参考】状況把握する事項

①女性採用割合、②勤続勤務年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職割合等

○上記の把握分析を踏まえ、数値目標や取組内容等を内容とする「事業主行動計画」を策定・公表

※事業主の範囲(㉗・㉘は特定事業主(内閣府・総務省等が担当)/㉙・㉚は一般事業主(厚生労働省が担当))

㉗国の機関(各府省庁等、国会の機関・裁判所等)/㉘地方公共団体の機関(首長部局、議会事務局等)/㉙民間企業/㉚その他(病院、学校、大学、独法、公益法人等)

[注：㉙・㉚で義務付け対象の事業主数は、合計で約 15,000]

【平成 28 年 3 月 31 日】事業主行動計画(※)策定期限

(※) 各事業主が作る「女性活躍のための計画」(301 人以上の民間事業主、国・地方公共団体に作成義務付け)

【平成 28 年 4 月以降】行動計画のフォローアップ、情報の公表等

「推進計画」の策定・推進【努力義務】

- 基本方針等を勘案し、区域内での女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（都道府県推進計画／市町村推進計画）を策定・公表するよう努める必要。

※ 努力義務のため明確な期限はないが、できるだけ早期の策定が効果的と考えられる。

- 策定に向けた手順はおおむね次のとおり。

- ① 庁内横断的な推進体制の整備
- ② 地域の実情、住民ニーズの把握
- ③ 各施策の実施時期や目標（数値目標等の客観的に検証可能なもの）を明記
- ④ 実施状況の点検・評価

※ 必ず記載しなければならない事項はないため、具体的な柱立てや内容は各地方公共団体の裁量で決定可能。（ただし、数値目標等の具体的な目標を盛り込むことが望まれる。）

※ 内閣府等から統一的な目標の設定を求めることはないが、必要に応じ、第4次男女共同参画基本計画における数値目標を参考にすることも効果的。（実現可能性等を考慮し、こうした数値目標を下回る水準の目標を定めることも差し支えない。）

※ 都道府県推進計画の策定前に市町村推進計画を策定することも差し支えないが、両推進計画の策定に向けた作業が並行して進められているときは、齟齬が生じないよう情報共有しながら策定を行うことが望ましい。

- 男女共同参画計画と一体のものとして策定することも可。

※ 基本方針を勘案して定める必要があるため、既存の計画をそのまま推進計画に位置付けることは馴染まないが、改訂の際に基本方針を勘案した上で、推進計画と一体のものとして位置付け直すことは差し支えない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われていること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
- 女性の活躍に関する情報の公表
（省令で定める事項のうち、事業主が選択）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成 28 年 4 月 1 日施行）。
- 10 年間の時限立法。